

自動車継続検査委託（大型はしご車等）仕様書

京都市消防局警防部警防課

（担当：中田・用田 671-2119）

京都市消防局（以下、当局という）が委託する自動車継続検査について次のように定める。

1 履行期日

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

2 自動車継続検査

- （1）自動車継続検査対象車両は、別紙のとおりとする。
- （2）受託者は、道路運送車両法第62条に定める国土交通大臣の行う継続検査を受けるものとする。
- （3）自動車の点検については、自動車点検基準（昭和26年8月10日運輸省令第70号）第2条に掲げる区分に応じ、技術上の基準に従い実施するものとする。
- （4）次に掲げる部品等については交換するものとし、その部品代及び工賃等については、本契約費用に含むものとする。
 - ア エンジンオイル
 - イ オイルフィルター（エレメント）
 - ウ 冷却水（ロングライフクーラント）
 - エ リヤシャフトオイルシール
 - オ フロント・リアハブキャップパッキン又はガスケット
 - カ 上記ア～オの交換又は各種点検に必要な消耗品（ガスケット、Ｏリング、パッキン等）
- （5）受託者は、自動車継続検査に係る事務手続きを実施するものとし、自動車検査登録印紙及び自動車重量税印紙並びに自動車損害賠償責任保険費用については、次のとおりとする。
 - ア 自動車検査登録印紙の費用については、受託者が負担するものとする。
 - イ 自動車重量税印紙の費用については、受託者が負担するが、負担費用については、後日、当局が受託者に別途支払うものとする。

ウ 自動車損害賠償責任保険の費用については、当局が負担するものとし、当該保険の証明書の支給方法については別途指示する。

3 納車等

(1) 受託者の当該車両の引取り及び納車場所については、京都市消防活動総合センター（京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4）とする。

(2) 受託者の納車については、別紙の自動車継続検査期限までとし、車両の引取りなど詳細については別途指示する。

ただし、やむを得ない事由により、当局と協議のうえ承認を得た場合については、この限りではない。

(3) 受託者の引取り及び納車に要する経費については、本契約費用に含むものとする。

(4) 受託者は、納車時には当局の履行完了確認を受けるものとする。

4 その他

(1) 自動車点検基準に適合させるための修繕等は、当局に事前協議のうえ実施するものとし、その費用については、本契約に含まないものとする。

(2) 各種法令等を遵守し、車両の製造会社が指定する整備要領及び規格等に合致すること。

(3) 支払いについては、履行完了した車両ごとの請求に基づき、分割して支払うことができる。

(4) 契約後に生じた仕様外のことは別途協議のうえそのつど決定するものとする。

別紙

登録番号	配置 所属	初年度登録 年月日	種別	用途	社名	型式	重量 kg	総重量 Kg	車台番号	長さ CM	幅 CM	高さ CM	車検期限
京都800は1494	醍醐	平成27年3月	普通	特殊	日野	QDG-FR1APEA	19,280	19,610	FR1APE-10105	1,016	249	365	令和8年12月14日
京都800は2206	南	令和8年2月	普通	特殊	日野	FR1AJ-101937	19,260	20,090	FR1AJ-101937	1,165	249	367	令和9年2月16日
京都800は1486	中京	平成27年2月	普通	特殊	いすゞ	QKG-CYY77AY	18,810	19,195	CYY77AY-7000859	1,199	250	374	令和9年2月24日
京都800は1116	西京	平成23年3月	普通	特殊	日野	LDG-FR1APBA	20,890	21,220	FR1APB-10048	1,065	249	370	令和9年3月23日